

総合企画

1 市政の総合的な企画・調整及び推進

(1) 京都基本構想の周知・浸透に向けた取組

令和7年12月に策定された京都市の今後四半世紀の在り方を展望する京都基本構想について、構想の周知・浸透に向けた取組「千年千人プロジェクト」を推進しています。

(2) 戦略的な都市経営の企画及びマネジメント

「突き抜ける世界都市京都」の実現を目指し、外部の専門的知見をいかした政策形成、創造的な組織への変革に取り組んでいます。

(3) 政策評価の実施

政策評価は、「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づき、本市の政策及び施策の目的がどの程度達成されているかを客観指標及び市民生活実感により評価を行っています。その結果については、公表するとともに、より効果的な市政の運営や政策の企画・立案等に役立てています。

政策評価制度では、第三者機関である「京都市政策評価委員会」からの意見を踏まえ、より良い制度とするための見直しを適宜行っており、令和7年度には、新たな政策評価制度の在り方について意見をいただいたうえで、制度構築に向けた検討を行っています。

(4) 新京都戦略の推進

市政の点検結果等を踏まえ、行財政改革計画（終期：令和7年度末）を前倒しで改定し、令和9年度までに取り組む政策や、政策を推進するためのしごとの仕方改革、財政・組織体制の今後の方針を示すものとして、令和7年3月に新京都戦略を策定しました。

また、令和7年12月に策定した京都基本構想の理念を反映・具体化するため、令和8年3月に新京都戦略を改定し、全庁挙げて着実な推進を図っています。

(5) 学藝衆構想の推進

文化・産業・スポーツなど幅広い分野の担い手、地域の匠、語り部をはじめ、地域の方々が育んできた多彩な価値・魅力に幅広い世代が触れ、学び合う機会と人のつながりを創出する取組を、全庁を挙げて推進しています。

(6) SDGs・レジリエンスの推進

人口減少や地域コミュニティの衰退、自然災害等のあらゆる危機を克服し、持続可能なより魅力あふれる京都の実現に向けて、「SDGs」及び「レジリエンス」の推進に、全庁を挙げて取り組んでいます。

本市と民間企業等が協働して実証実験や試行実施を行う「KYOTO CITY OPEN LABO」により、民間企業等有する技術やノウハウ、アイデアを活用し、行政課題の解決に向けた取組を推進しています。

(7) 人口減少対策・地方創生の推進

庁内関係部署の実務者で構成する「人口減少対策推進タスクフォース」において、重点的に取り組む施策等について議論を重ねながら、令和8年3月に改定した新京都戦略に基づき、若い世代の定住・移住の促進など人口減少対策に資する様々な取組を全庁挙げて進めるとともに、国の交付金も活用しながら、地方創生の推進に取り組んでいます。

移住相談の総合窓口として、「京都市移住サポートセンター『住むなら京都（みやこ）』」を運営するとともに、若い世代から選ばれる都市に向け、本市の強みや魅力の発信を強化するため、WEB広告やSNSでの情報発信等、関係人口の創出・拡大や京都市への定住・移住を促進するための効果的かつ総合的なプロモーションを実施しています。さらに、本市の定住・移住促進の取組に賛同する企業・団体等からなる「京都市定住・移住応援団」との公民連携により、本市への定住・移住の促進に取り組んでいます。

(8) 京都創生の推進、双京構想の推進

平成15年6月に京都創生懇談会から「国家戦略としての京都創生の提言」を受けるとともに、京都市会において平成16年12月に「国家戦略としての京都創生」の実現を求める決議が全会一致で議決されたことを踏まえ、歴史都市・京都ならではの魅力を守り、育て、発信するという視点から「景観」、「文化」、「観光」の3つの分野を柱とした京都創生の取組を進めています。

これまでの取組の結果、文化庁の京都への全面的な移転をはじめ、国において「景観法」や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定されるなど、数多くの成果を挙げてきました。一方、取組の開始から15年以上が経過し、社会情勢等が大きく変化していることから、令和3年3月に、これまでの京都創生の取組や

成果を総括し、今後の京都創生の在り方を考えるきっかけとするため、「歴史都市・京都創生策Ⅱ総括～『次なる京都創生』に向けて～」を取りまとめました。

総括を踏まえ、引き続き、国への要望・働き掛けや啓発活動に取り組むとともに、国内外の民間企業との連携などにより、京都創生の発信強化や機運醸成を図っています。加えて、京都を愛する国内外の方々に、京都の歴史・文化を守り、育てる取組に共感・応援いただく機運を醸成するとともに、寄付の受入れ等の取組を進めています。

また、日本の大切な皇室の弥栄のために、皇室の方に京都にもお住まいいただき、政治・経済の中心である「東京」と、歴史・文化の中心である「京都」が我が国の都としての機能を双方で果たす双京構想の実現を目指しており、都市格の向上、国への要望活動や機運醸成、皇室の方に京都にお越しいただく機会の創出等に取り組んでいます。

今後も引き続き、これらの取組を着実に積み重ね、京都創生及び双京構想の実現に向けて取り組むこととしています。

(9) 西陣を中心とした地域の活性化

西陣を中心とした地域は、西陣織をはじめとする伝統産業、伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並み、商店街、観光スポットなど、多彩な歴史・文化・観光資源を有しており、これら豊富な地域の財産や魅力を活用した活性化を図るため、平成31年1月に「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」を策定しました。

ビジョンでは、「「つながりによる創造」と「変革によるまちの継承」温故創新・西陣」をコンセプトに、概ね50年後を見据えた地域の将来像と今後概ね10年間に取り組むべき11の方策を掲げています。

ビジョンに基づき、地域内外の様々な主体と連携した事業を実施するほか、ポータルサイト「にしZINE」やSNS等で情報発信を行うなどの取組を進めています。

(10) 京都駅周辺エリア（西部・東部・東南部）の活性化

ア 京都駅西部エリアの活性化の推進

京都駅西部エリアは、梅小路公園をはじめ、京都市中央卸売市場第一市場や京都リサーチパーク、商店街、京都水族館や京都鉄道博物館などの文化・観光施設、寺社、大学など、多彩な地域資源が集積し、また、平成31年3月にJR嵯峨野線梅小路京都西駅が開業するなど、京都の成長戦略を推進し、都市格を高めていくうえで大変重要なエリアです。

本市では、平成 27 年 3 月に、長期的な見地に立った将来ビジョンやその実現方策等をまとめた「京都駅西部エリア活性化将来構想」を策定し、平成 28 年 3 月には、この将来構想に基づき、多様な地域主体が連携してまちづくりに取り組むためのエリアマネジメント組織「京都駅西部エリアまちづくり協議会」を設立しました。本エリアにおいては、この協議会を中心に、事業者の連携促進や地域の魅力の発信など、様々な事業を行うことにより、本エリアの活性化を推進しています。

イ 京都駅東部エリアの活性化の推進

京都駅東部エリアは、京都の玄関口・京都駅と東山の文化エリアを結ぶ立地にあるとともに、令和 5 年度には京都市立芸術大学及び京都市立美術工芸高等学校が崇仁地域に移転するなど、文化芸術の新しい動きが生まれる起点となる場所であり、本エリアだけでなく、本市全体の活性化に繋がる大きな効果が期待できるエリアです。

本市では、平成 31 年 3 月に、「文化芸術都市・京都」の新たなシンボルゾーンの創造に向け、まちの将来像やまちづくりの方向性等をまとめた「京都駅東部エリア活性化将来構想」を策定し、多様な主体の連携によるまちづくりを進めています。

令和 7 年度からは、本エリアと京都駅東南部エリアを中心に、アートを通じて地域と文化芸術の新たな関係性を育むことにより、若手アーティストが活動しやすい環境づくりに地域一体となって取り組む「若者・アートモデル地区」の創出を推進しています。

ウ 京都駅東南部エリアの活性化の推進

京都駅東南部エリアは、京都駅に近接し、京都市立芸術大学が移転した京都駅東部エリアに隣接する立地特性から、世界を視野に入れた新たな文化行政、文化交流を推進していくうえで、重要な地域となっています。

本市では、本エリアのまちづくりに「文化芸術」という新たな視点を取り入れることにより、「若者」を中心とした新たな人の流れを生み出すことで、本エリアの課題解決を図るとともに、京都全体の活性化につなげていくため、平成 29 年 3 月に「京都駅東南部エリア活性化方針」を策定しました。

同方針に基づき、ハード・ソフトの両面から「文化芸術」と「若者」を基軸としたまちづくりを進めており、とりわけ、市有地活用を通じ、新たな人の流れを生み出す創造発信拠点をはじめ、エリアの魅力向上につながる施設の整備を進めていま

す。

(11) 交通利便性が高い市街地に所在する大規模公有地の有効活用の推進

ア 京都・近畿の発展に資する国有地の有効活用に向けた調査・検討

京都の未来を見据え、更なる経済の活性化、人口減少社会の克服など、京都の発展に資するまちづくりを進めていくためには、市有地だけでなく、国有地等の活用を視野に入れて取り組むことが重要です。

こうした考えの下、本市では、交通利便性の高い市街地に所在する国有地（京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局）について、「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」（平成31年2月策定）及び「ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案」（令和2年3月策定）を国に提示し、有効活用の検討を要望しています。

本市を取り巻く環境や社会状況の変化に応じた機能の確保と敷地の有効活用について、活力ある地域社会につながる方策や、ものづくり企業のニーズに対応し得る用地の創出など、国と本市の双方にとってメリットのある解決策の実現に向け、協議を進めています。

イ 東部クリーンセンター跡地活用の推進

東部クリーンセンターは、市民や事業者の御理解と御協力により、ごみの減量・リサイクルが進んだことから、ごみ処理コストの大幅な削減を図るため、平成25年3月末に稼働を停止しました。当該跡地は、約4万4千㎡もの広大な敷地であり、また、地下鉄東西線石田駅から約300mの距離に位置し、利便性も高く、非常に大きなポテンシャルを有していることから、meetus 山科-醍醐プロジェクトにおける重要な取組の一つとして位置付けています。

跡地活用に当たっては、新しい複合図書館と大規模な緑地の一体的な整備を検討するとともに、民間の知恵もいかしながら、公民連携により「文化・教育のまちの拠点」となるよう取り組んでいくこととしています。不整形な土地形状や立地する既存施設の撤去に要する多額の費用などの課題があるものの、地域の理解を得る中で、地域の活性化はもとより、地下鉄増客や京都の未来の大きな飛躍に資するよう、跡地活用の取組を進めています。

(12) 北陸新幹線延伸事業及びリニア中央新幹線整備事業への対応

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）延伸事業について、国策としての意義を認識しつつ、

国や事業主体である鉄道・運輸機構に地元への慎重かつ丁寧な対応を求めるとともに、国等からの各種問合せ等に対する対応を行っています。また、リニア中央新幹線について、オール京都で組織する「京都府中央リニアエクスプレス推進協議会」の一員として、協議会の活動に携わっています。

(13) 地方分権改革・広域連携の推進

真の分権型社会を実現するため、本市独自又は他の指定都市等と共同で、国の施策及び予算に関する提案・要望等を行っています。

また、関西広域連合において、京都市がこれまで培ってきた経験や、特色・強みをいかながら、広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域インフラ整備等に関する事務や課題の解決に向け、他の構成団体と共に取り組んでいます。

(14) 名誉市民

本市は、昭和 28 年に京都市名誉市民表彰条例を制定して、本市市民又は本市に縁故の深い方で公共の福祉の増進、又は学術技芸の進展に寄与され、もって広く社会の進歩発展に貢献し、市民の尊敬の的と仰がれる方に京都市名誉市民の称号をお贈りし、表彰しています。

これまでに名誉市民として表彰を受けられた方は 58 名、現在御活躍の方々は以下のとおりです。

京都市名誉市民（故人を除く。）※敬称略

氏 名	表彰年月日	功 績
田 中 耕 一	平成 15 年 10 月 3 日	生化学、医学等の発展に貢献
山 中 伸 弥	平成 25 年 7 月 30 日	医学の発展に貢献
志 村 ふくみ	平成 28 年 10 月 15 日	伝統工芸（染織）の発展に貢献
本 庶 佑	平成 31 年 2 月 19 日	医学の発展に貢献
中 西 進	令和元年 10 月 15 日	国文学の発展に貢献
坂 口 志 文	令和 8 年 2 月 16 日	医療・医療技術の発展に貢献
北 川 進	令和 8 年 2 月 16 日	科学技術の発展に貢献

2 大学のまち京都・学生のまち京都の推進

本市は 35 の個性と特色あふれる大学・短期大学が立地する「大学のまち」、そして人

口の 1 割に相当する約 15 万人の学生が学ぶ「学生のまち」です。大学の知や学生の力が地域課題の克服やまちの活性化に貢献するなど、京都のまちづくりの多様な側面において、大学・学生は重要な主体であり、京都のまち全体で大学の発展・学生の成長を支えています。そして、18 歳人口の減少や学生獲得に向けた競争の激化など、大学や学生を取り巻く社会潮流の変化の中、本市が世界に誇る「大学のまち」「学生のまち」であり続けるため、各種施策に取り組んでいます。

産学公連携のもと、我が国で初めての大学間連携組織である財団法人大学コンソーシアム京都が平成 10 年に設立され（平成 22 年に公益財団法人へ移行）、同法人と緊密に連携し、「京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）（平成 12 年設置）」を拠点に、単位互換、地域連携・地域活性化、大学の知の集積を活用した生涯学習等の事業を展開しています。

(1) 大学・学生と地域住民・企業等との連携推進

地域の活性化や将来の京都を支える人材の育成・定着に繋げるため、大学・学生が地域や企業等と連携し、地域課題解決に取り組む活動に対する支援や地域企業との接点の創出等につなげる取組（学生と地域をつなぐ学まちコラボ事業、学生×地域×企業 京都未来人材育成プロジェクト等）を推進しています。

(2) ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業

本市へのふるさと納税の促進及び「大学のまち京都・学生のまち京都」の魅力向上に向け、市内大学との協働による京都ならではの寄付メニューを開設しています。集まった寄付金については、本市の地域連携事業、京都学生祭典などの学生活動の支援や、大学が実施する地域・企業との連携事業、地域の人材育成に関する取組、学生支援等に活用しています。

(3) 学生活動の支援

学生が持つ力を京都のまちの活性化につなげるため、以下の取組等を行っています。

ア 京都学生祭典

学生の成長の更なる支援や、地域への定着の促進に加え、学生の活動を活発化させ、学生の持つエネルギーによって京都のまちの活性化を図り、「大学のまち京都・学生のまち京都」の魅力向上につなげるべく、平成 15 年度から、学生が企画から運営までを行う「京都学生祭典」を京都の大学、経済界、地域、行政がオール京都で支援しています。

イ 京都学生広報部

本市と公益財団法人大学コンソーシアム京都との協働により、全国の中学・高校生に「京都の大学で学びたい」「京都で学生生活を送りたい」と思っただけのため、京都で学ぶ大学生が、学生生活を送る中で実感する「リアルな京都の魅力」を学生目線で発信する「京都学生広報部」を平成 27 年度に創設し、情報発信を行っています。

ウ 「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ KYO-DENT（キョー・デント）

本市や公益財団法人大学コンソーシアム京都、学生団体、経済団体などが連携し、運営している「大学のまち京都・学生のまち京都」公式アプリ「KYO-DENT」を通じ、京都で学ぶ学生を対象に京都ならではの各種文化芸術体験・イベント交流情報など、京都でしか味わえない学生生活の充実に役立つ情報を発信しています。

(4) 大学のまち交流センター管理運営

本市に大学が集積していることを活かし、「大学のまち京都」の魅力を一層高めるために、大学と、市民や地域社会、産業界、また、大学間の交流を促進することを目的に、平成 12 年 9 月に「大学のまち交流センター」を開設しました。

以後、本市や公益財団法人大学コンソーシアム京都が単独また協働で実施する教育事業や産学公の連携事業などの各種事業の実施拠点として、更に、「京都学生祭典」などの学生団体の活動拠点として、「大学のまち京都・学生のまち京都」のシンボル施設となっています。

また、当該施設の指定管理者には、公益財団法人大学コンソーシアム京都を選定し、施設の管理運営及び豊かな地域社会の形成に関する調査・研究・人材育成事業等の実施を委託しています（令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間）。

3 市政広報・広聴の推進

開かれた市政を推進するため、市政に関する情報を市民に広く伝える広報活動と、暮らしやまちづくりについての意見やニーズを市政にいかすための広聴活動を実施しています。

(1) 広報活動

ア 紙面による広報

- ・ 市民しんぶん（全市版） 毎月 1 日発行
- ・ 市民しんぶん（区版） 毎月 15 日発行
- ・ 点字、文字拡大版、音声版 全市版、区版とも毎月 1 回発行
- ・ 生活ガイドブック「暮らしのてびき」 毎年 1 回発行

イ テレビによる広報

- ・ KBS 京都 特番 市長出演（年 1 回）

ウ ラジオによる広報

- ・ KBS 京都 特番 市長出演（年 3 回）
- ・ エフエム京都 特番 市長出演（年 3 回）

エ インターネットによる広報

- ・ 京都市公式ホームページ「京都市情報館」
- ・ 京都市公式動画チャンネル「きょうと動画情報館」
- ・ 京都市公式 SNS（LINE・X・Facebook・note）

オ 広報板による市政広報

カ 報道機関に対する報道発表

キ 広域的情報発信

首都圏等を含む各種メディアでの露出獲得や、広報コンテンツ開発、新たな媒体による発信を行っています。

(2) 広聴活動

ア 「市長への手紙」制度

市民等から文書、ホームページの入力フォームにより市政に対する建設的な意見、要望等を広く受け付け、市政への反映に努めるとともに、意見等に対し、誠実かつ迅速に対応する制度です。

イ 市政情報総合案内コールセンター

市役所等への問合せを 365 日、電話、FAX、ホームページの入力フォームの中から利用者に合った方法で行うことができる「市政情報総合案内コールセンター（京都いつでもコール）」を運用しています。

4 情報化推進

(1) デジタル化戦略の推進

「京都市DX推進のための基本方針」等に基づき、行政サービスや内部事務のDXを推進するとともに、安心安全、誰一人取り残さない環境・仕組みづくりなどに取り組んでいます。

ア デジタル化の企画・促進

市民サービス向上と行政の効率化、社会課題の解決、都市の成長に繋げていくため、外部の知見もいかしながら、全庁を挙げてデジタル化に取り組んでいます。

イ 自治体情報システムの標準化・共通化に向けた対応

市民の利便性の向上と、行政運営の更なる効率化を図るため、国の動きに歩調を合わせ、関係局の緊密な連携の下、国が定めた標準仕様に適合する「標準準拠システム」への円滑かつ効果的・効率的な移行に向けて取り組んでいます。

ウ 情報セキュリティ対策の強化

本市が保有する個人情報をはじめとした情報資産の適切な管理を徹底するため、本市職員が遵守すべき個人情報保護や情報セキュリティに関するルールを整備し、技術的及び組織・人的な観点から多層的な対策を講じるよう取り組んでいます。

エ オープンデータ利活用の推進

本市では、「市民協働の促進による市民サービスの向上」、「地域の課題解決や経済活性化」、「行政の透明性・信頼性の向上」に寄与することを目的として、本市保有のデータをオープンデータとして公開するとともに、市民や大学・企業等の庁外及び庁内によるデータの利活用の推進に取り組んでいます。

オ 情報公開制度

市政に対する理解と信頼を深め、市民参加を促進し、もって開かれた公正な市政を推進することを目的に、京都市情報公開条例に基づき、実施機関にその保有する公文書の公開を義務付けるとともに、市政に関する情報を広く市民に提供できる施策を積極的に推進し、市民が正確で分かりやすい情報を得ることができるよう取り組んでいます。

カ 個人情報保護制度

個人の権利利益の保護、市が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取

扱い手続や安全管理措置の運用を図るほか、個人情報の開示、訂正等の手続を実施しています。適正かつ円滑な個人情報取扱事務の運営がなされるよう、開示請求者への説明や職員研修にも取り組んでいます。

(2) 統計調査

国勢調査をはじめとする受託統計調査や、京都市推計人口等の固有調査のほか、統計情報発信として「京都市統計ポータル」の運用等に取り組んでいます。

5 国際化推進

本市では、昭和53年に、「世界文化自由都市宣言」を行い、この宣言を具体化していくため、平成2年3月に「京都市国際交流推進大綱」、平成9年11月に「京都市国際化推進大綱」、平成20年12月に「京都市国際化推進プラン」（平成26年3月改訂）、令和3年3月に「京都市国際都市ビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、激化する都市間競争やコロナ禍をはじめ、目まぐるしく変化する国際情勢に柔軟に対応するため、これまでの国際関連事業の進捗を図るプランから、国際的な事業を展開する意義や、本市が目指す4つの国際都市像の実現に向けた取組の方向性を示すビジョンへと見直しを図り、全庁横断的に情報共有、事業の協働に取り組むこととしています。

(1) 戦略的な国際政策の更なる推進

大学の集積や京都ならではの文化の強みを更に活かし、世界のクリエイティブ人材（※）に選ばれるまちを実現するなど、戦略的な国際政策を推進するため、令和8年4月に体制を強化するとともに、国際分野での庁内タスクフォースを設置し、全庁横断的な課題の解決に向けて取組を推進しています。

※アーティストやクリエイター、科学者、研究者、エンジニア、起業家、職人、料理人など、新たな産業創出をはじめ様々な場面での活躍につながる創造性をもった人材

(2) 姉妹都市交流

昭和33年のパリ市との友情盟約をはじめとして、世界9都市と姉妹都市の提携をし、文化、学術、経済等の交流を通じて相互の理解を深め、友情のきずなを強めることによって世界の平和に貢献しています。提携都市は次のとおりです。

「世界文化自由都市」の実現を目指し、本市が提唱したものです。

平安建都 1200 年の平成 6 年 4 月に再び本市で開催された第 4 回会議において、世界の恒久平和を希求し、歴史都市が将来にわたって日常的な交流を促進するための都市間交流組織として世界歴史都市連盟が創設され、平成 8 年 9 月に西安市（中国）で開催された第 5 回会議において、本市が世界歴史都市連盟会長都市に選ばれて以来、再選されています。

区 分	年 月	都市名（国）	テ ー マ
第 1 回	昭和 62 年 11 月	京都（日本）	21 世紀における歴史都市 ー伝統と創生
第 2 回	63 年 6 月	フィレンツェ（イタリア）	明日の人間のための歴史都市
第 3 回	平成 3 年 10 月	バルセロナ（スペイン）	都市の記憶と未来
第 4 回	6 年 4 月	京都（日本）	歴史都市の英知を求めて
第 5 回	8 年 9 月	西安（中国）	歴史都市の振興
第 6 回	10 年 5 月	クラクフ（ポーランド）	歴史都市における遺産と開発
第 7 回	12 年 7 月	モンペリエ（フランス）	歴史とその価値
第 8 回	15 年 10 月	モントリオール（カナダ）	保存と開発： どのようにして？ 誰と？ 目的は？
第 9 回	17 年 10 月	慶州（韓国）	歴史都市の現在と未来： 歴史都市の保存と再生
第 10 回	18 年 10 月	バララット （オーストラリア）	持続可能な歴史都市：未来に向 けた経済・保存・ビジョン
第 11 回	20 年 6 月	コンヤ（トルコ）	歴史都市に生きる文化遺産
第 12 回	22 年 10 月	奈良（日本）	歴史都市の継承と創造的再生
第 13 回	24 年 4 月	フエ（ベトナム）	伝統の継承が直面する課題とそ の解決への道
第 14 回	26 年 9 月	揚州（中国）	歴史都市：文化の継承と未来への歩み
第 15 回	28 年 6 月	バート・イシュル （オーストリア）	高度技術が息づく革新的かつ 創造的な未来の歴史都市
第 16 回	30 年 9 月	ブルサ（トルコ）	グローバル化が文化と生活様式 に与える影響
第 17 回	令和 3 年 6 月	カザン（ロシア） 及びオンライン	「地域のアイデンティティ基盤 としての歴史・文化遺産」

第 18 回	令和 4 年 11 月	安東（韓国）及びオンライン	「コミュニティに根差した未来志向の歴史都市」
第 19 回	令和 6 年 11 月	リュブリャナ（スロベニア）	「持続可能な都市モビリティによる活気ある歩きやすい市街地づくり」
第 20 回	令和 8 年 11 月	姫路（日本）	持続可能で強靱な未来に向けた文化遺産の保存と活用

(5) 多文化共生施策

本市に住む約 7 万人（令和 8 年 7 月 1 日現在）の外国籍市民、日本国籍取得者、中国帰国者など、多様な国籍や文化的背景を持つ全ての人々が暮らしやすいまちを目指して、民族や国籍による差別を許さない人権尊重の環境づくりを進めるとともに、各種情報提供・相談事業、医療や行政サービスを利用する際のコミュニケーション支援などを行っています。

(6) 総合的な留学生誘致及び支援の推進

本市では「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに、ここに自由につどい自由な文化交流を行う」という「世界文化自由都市宣言」に掲げる理念の実現に向け、留学生の誘致及び支援に力を入れています。

平成 27 年に設立された産学官連携のオール京都による「留学生スタディ京都ネットワーク」を通じ、京都への留学生誘致、受入・交流支援、就職支援を一貫して推進しています。京都留学総合ポータルサイトや京都に留学中の現役留学生による PR を通じ、京都で学ぶ魅力発信、海外での誘致活動をはじめ、首都圏の日本語学校を対象にした進学説明会、京都ならではの多様な芸術文化の魅力を体験できる機会の提供、京都の地域企業訪問、インターンシップ等を実施しています。

(7) 国際交流会館管理運営

市政 100 周年及び平安建都 1200 年記念事業の一つで、市民と留学生、在住外国人など幅広い市民レベルの国際交流活動を推進していく拠点として、平成元年 9 月に「京都市国際交流会館」をオープンしました。

会館には、各種情報の提供を行う情報サービスコーナー、移動式の座席で、多様な交流事業の舞台となるイベントホール、世界の人々との出会い・ふれあいの場である交流ロビーをはじめ、姉妹都市コーナー展示室、図書・資料室（kokoPlaza）、会議室、研修室、和風別館等を備えています。

また、公益財団法人京都市国際交流協会を令和5年度から4年間、会館の指定管理者に選定し、会館の管理運営及び多彩な国際交流や多文化共生を推進するための事業を実施しています。

(8) キーウ市・ウクライナ避難者支援

ウクライナ情勢の悪化を受け、姉妹都市であるキーウ市への支援及びウクライナからの避難者への支援を実施しています。

ア キーウ市への支援

令和4年3月2日から寄付金の受付を開始し、集まった寄付金を現地に送金し、破壊された集合住宅の修復に活用されました。

また、寄付金を活用して支援物資（災害用毛布、使い捨てカイロ、救急医療用品）を4回にわたってキーウ市に提供したほか、令和7年度から、市立小・中学校において利用を終えた学習用パソコン（GIGA 端末）を改修のうえ、子どもの学習用パソコンとして、キーウ市へ届ける取組を進めています（令和8年秋頃にキーウ市到着予定）。

イ ウクライナからの避難者受入支援

令和4年3月に企業・団体及び市民との連携・協力のもと「ウクライナ・キーウ京都市民ぐるみ受入支援ネットワーク」を立ち上げ、避難された方の各種相談に対応するワンストップ窓口を開設しました。

受入支援としていただいた寄付金を活用し生活支度金及び生活一時支援金を支給するほか、住居支援や日常生活に関する情報提供や相談対応等の取組を実施しています。【支援状況（令和8年7月1日時点）：70世帯82名】